

あたらしい憲法草案のはなし

本書は「自民党の憲法改正草案を爆発的にひろめる有志連合」なる団体から、2016年6月に発行された。わずか2週間ほどで3刷だ。とにかく自民党改憲のホンネに近いことを読み取れる。

ずばり「日本国憲法の三原則」を写真のように変える。これだけで十分、改憲のねらいが分かる。その理由を次のように説明している。

いままでの13条は〈すべての国民は、個人として尊重される〉となっていました。憲法草案では〈全ての国民は、人として尊重される〉とあらためられました。「個人」と「人」。たった1字の差ですが、これは大きなちがいです。「個人として尊重される」といったばあい、ひとりひとりの個性や考えかたのちがいを尊重するという意味です。いっぽう、「人として尊重される」というのは、ひとりひとりの個性や考えかたはいつでもよく、人間としてあつかえばそれでよろしい、という意味です。きよくたんという、動物あつかい(おりにとじこめる、くさりでつなぐなど)しなければ、それでよいのです。とくに「人として問題な人」の人権は、尊重しなくてよいでしょう。

「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」にあらためます。はっきりいいますと、「公益及び公の秩序に反しない限り」「尊重する」とは「国の意向にさからうな」ということなのです。この条文があれば、国は国民の行動の自由をとりしめることができます。「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動」を禁じておけば、新聞、雑誌、放送局などは政府に反対ばかりせず、政府の味方になって、「公益」のために国民が何をすべきかを説明してくれるでしょう。表現の自由があるといっても、このような制限があるのですから、みなさんも、政府に逆らうような行動は、すべてつつしんだほうがよいのです。

みなが家族のために尽くせば、保育や介護は家族の責任になりますので、保育園や介護施設を国の責任でつくる必要はなくなります。生活がくるしい人のための生活保護も、親類縁者をさがしだし、援助ができる人がひとりでもいれば、国はお金を出さなくて済みます。

国がつかさどる大きな仕事にくらべたら、個人の権利などは小さな問題です。これからは、国のために国民みんなが努力して、よりよい国をつくろうではありませんか。

緊急事態だとさえいえば、憲法できまっていることも、内閣がかかるがるとふみこえることができます。緊急事態を憲法のなかで予定するので、こうしておけば、内閣がなにをやっても、憲法違反だといわれなくてすむのです。

*このほかにも、自民党改憲の核心に近いことが数多く書かれているが省略。



(2016年7月26日)